

# 第2次尼崎市男女共同参画計画

平成24年度～平成28年度

尼 崎 市



## はじめに



すべての人が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21世紀の我が国の最重要課題のひとつです。

本市は、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」の理念を具体化した行動計画として、「尼崎市男女共同参画計画（第1次）」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んで参りました。

今回、取組みの成果をさらに実効性のあるものとしていくため、重点的に推進していく分野を設定し、着実なPDCAサイクルにより男女共同参画促進施策等を計画的に実施していくための第2次計画を策定しました。

男女共同参画社会づくりを推進するにあたっては、女性に関する様々な問題を優先課題として取り組むこととしておりますが、男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらずすべての人にとって生きやすい社会の実現を目指すものですので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

市民、事業者、行政が協働して、成熟社会にふさわしいまちづくりを進め、安心して希望あふれる尼崎を未来へつないでいきたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました尼崎市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、計画案にご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様から厚くお礼を申し上げます。

平成24年4月

尼崎市長 稲村 和美

## 目 次

計画の策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 男女共同参画施策の状況	2
5 市民意識の現状	5
計画の基本的な考え方	8
1 基本理念	8
2 基本目標	9
3 主要課題	12
4 施策体系	13
施策の展開	14
1 男女の人権の尊重と暴力の根絶	14
（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援	14
（2）メディアにおける女性の人権尊重	15
（3）国籍や性にとられない人権の尊重	16
（4）ひとり親家庭などの福祉の増進	17
（5）障害者・高齢者福祉の充実	18
（6）国際的連帯の推進	18
2 社会の制度・慣行等の見直し	19
（1）学校等における男女共同参画の推進	19
（2）社会における男女共同参画の推進	19
3 政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大	21
（1）政策形成への女性の参画の促進	21
（2）社会における女性のエンパワーメントの促進	21
4 ワーク・ライフ・バランスの確立	23
（1）家庭と仕事の調和の推進と支援	23
（2）男女共同参画に取り組む事業者の支援	24
（3）女性の再就職・継続就労の支援	25
（4）地域活動における男女共同参画の促進	26
5 女性の生涯にわたる健康の確保	27
（1）女性の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の浸透	27
（2）女性の一生涯にわたる健康の保持増進	27
計画の推進	29
1 計画の推進体制	29
2 進捗状況の点検	29
3 数値目標	29

# 計画の策定にあたって

## 1 計画の目的

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市においては、固定的な性別役割分担意識が依然として残っているなど、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされる状況を勘案し、平成 17 年 12 月には「尼崎市男女共同参画社会づくり条例（平成 17 年尼崎市条例第 59 条）」を制定しました。

この条例の理念を具体化するため、平成 19 年 4 月に策定した「尼崎市男女共同参画計画」（第 1 次）を推進してきましたが、男女共同参画社会づくりの取組みをさらに実効性のあるものとしていくため、第 1 次計画を引き継ぎ、男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として、「第 2 次尼崎市男女共同参画計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」第 9 条及び「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく計画です。

本計画は、「尼崎市男女共同参画計画」（平成 19～23 年度）による取組みの成果や課題を踏まえ、新たに策定する計画です。

本計画は、本市の「基本構想」（平成 3 年 11 月～平成 37 年）及び「第 2 次基本計画」（平成 13～24 年度）の部門別計画であり、他の部門別計画との整合を図った計画です。なお、現在、平成 25 年度を初年度とする新たな「尼崎市総合計画」の策定作業を進めているところであり、部門別計画である本計画の策定が先行することとなりますが、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方は、今後のまちづくりにおいても共通するものであることから、新たな総合計画の策定過程において本計画との整合を図っていくこととします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

## 4 男女共同参画施策の状況

尼崎市では、昭和 49 年に尼崎市立勤労婦人センターを設置するなど、勤労者のまちとして、早くから勤労女性の福祉増進に努めてきました。平成 5 年には女性施策の総合的、計画的推進を図るために「尼崎市女性行動計画」を策定するとともに、尼崎市立勤労婦人センターを尼崎市立女性・勤労婦人センター（愛称トレピエ）として再整備しました。

平成 12 年には男女共同参画社会基本法を踏まえ、「尼崎市女性行動計画」を改定し、「尼崎市男女共同参画プラン」(平成 12～18 年度)を策定しました。プランの推進にあたっては、市民代表等による「尼崎市男女共同参画プラン推進懇話会」において推進状況の評価等を行うとともに、庁内組織である「尼崎市男女共同参画推進本部」において全庁的に施策を推進してきました。こうした中で、平成 14 年 7 月には男女共同参画の視点に立った適切な表現を選ぶための参考として「男女表現ガイドライン」を、また、同時期にドメスティック・バイオレンス<sup>1</sup>への対応と解決の基本的方向を示した「DV対策」を作成しました。

さらに平成 17 年 12 月には、男女共同参画社会づくりに関する取組みを総合的かつ計画的に推進していくため、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。また、条例に基づき「尼崎市男女共同参画審議会」を設置するとともに、条例の理念を具体化した「尼崎市男女共同参画計画」(平成 19～23 年度)の策定、申出処理制度の制定や事業者表彰の実施、推進員の設置を行ってきました。

### <世界の動き>

国連は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）を「国際婦人の 10 年」と位置づけ、世界の女性の地位向上に向けて国際的な行動を進めてきました。

昭和 54 年（1979 年）には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、各国の取組みが一層推進されることになりました。

平成 7 年（1995 年）に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、21 世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の指針となる「世界女性行動綱領」と、「北京宣言」を採択しました。

また、平成 12 年（2000 年）6 月には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」が採択されました。さらに、平成 17 年（2005 年）には、「北京+10」が開催され、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

平成 21 年（2009 年）には、女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、民法におけ

<sup>1</sup> ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力が含まれます。暴力の被害者は、多くの場合女性です。

る婚姻適齢、女性の再婚禁止期間、及び選択的夫婦別氏制度に関する国内法の規定を整備することなどが指摘されています。

平成 22 年（2010 年）には、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京 + 15）が開催されました。

#### < 国の動き >

政府では、これまで国連を中心とした世界的な取組みと連動して、男女共同参画社会への取組みが進められ、昭和 50 年（1975 年）には総理府に婦人問題企画推進本部の設置、昭和 52 年（1977 年）には「国内行動計画」の策定、昭和 60 年（1985 年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の制定（平成 9 年に（1997 年）「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正）、さらに平成 8 年（1996 年）には、北京で開催された第 4 回世界女性会議などを踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」の策定などがなされました。

平成 11 年（1999 年）には男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。翌年の平成 12 年（2000 年）には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成 13 年（2001 年）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進められました。

平成 17 年（2005 年）には、新たに「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、平成 19 年（2007 年）には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成 22 年（2010 年）には、15 の重点分野からなる「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### 男女共同参画基本計画（第 3 次）の重点分野

- 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第 2 分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第 3 分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第 4 分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第 5 分野 男女の仕事と生活の調和
- 第 6 分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第 7 分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第 8 分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第 10 分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第 11 分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第 12 分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第 13 分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第 14 分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第 15 分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

< 県の動き >

兵庫県では、平成 4 年（1992 年）に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置しました。

平成 13 年（2001 年）3 月には、男女共同参画社会基本法に基づく「兵庫県男女共同参画計画 ひょうご男女共同参画プラン 21」（平成 13 年度～22 年度）が策定され、さらに平成 14 年（2002 年）3 月には「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。「兵庫県男女共同参画計画 ひょうご男女共同参画プラン 21」の具体的施策については平成 18 年（2006 年）3 月に「後期実施計画」が策定されました。

また、平成 18 年 4 月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定され、平成 21（2009 年）には、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定されたことを踏まえ、上記計画も改定されました。

さらに、平成 23 年（2011 年）には、「新ひょうご男女共同参画プラン 21」が策定されました。

「新ひょうご男女共同参画プラン 21」の 5 本の柱

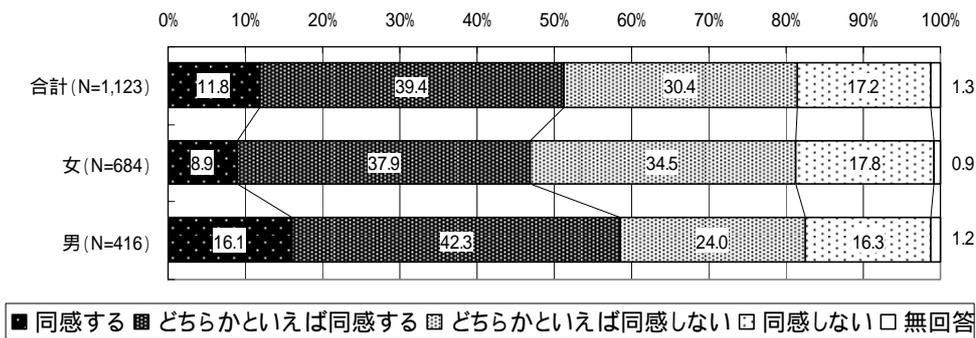
互いに支え合う家庭と地域づくり～ “おかげさま” をつなぐ～  
女性たちのチャレンジ支援  
仕事と生活の両立支援  
誰もが健やかに安心して暮らせる環境の整備  
次世代への継承

## 5 市民意識の現状

平成 23 年 5 月に実施した意識調査結果からは、市民の男女共同参画への理解がなかなか広まらず、性別による固定的な役割分担意識も依然として根強い状況がうかがえます。

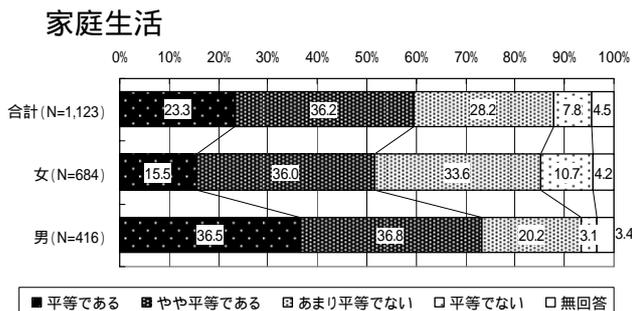
「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対して、ほぼ半数の市民が同意しています。性別にみると、男性の方が女性よりも同意している割合が高くなっており、さらに、男性の回答は 4 年前の調査と傾向に変化が見られません。

図 「男は仕事、女は家事・育児」への同意

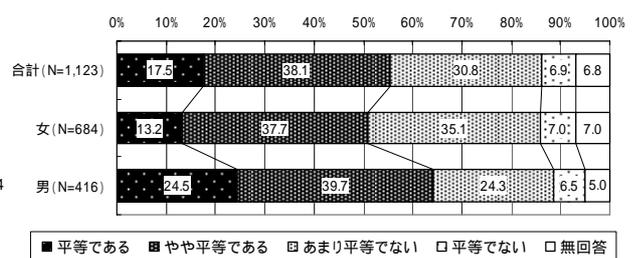


各分野の男女の平等感に関しては、職場（賃金・昇進）、就職・雇用、政治・経済の分野、社会通念やしきたりといった分野の不平等感が高くなっています。また、家庭生活については、男女で平等感に差があり、女性が平等だと感じる割合が男性よりも低い状況です。

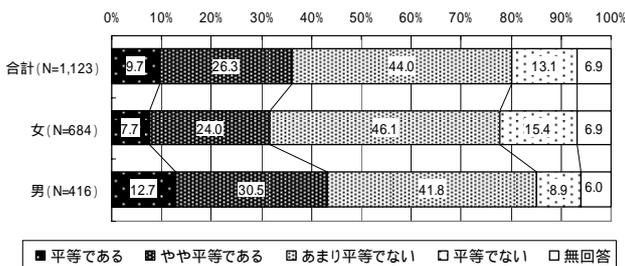
図 男女の平等感



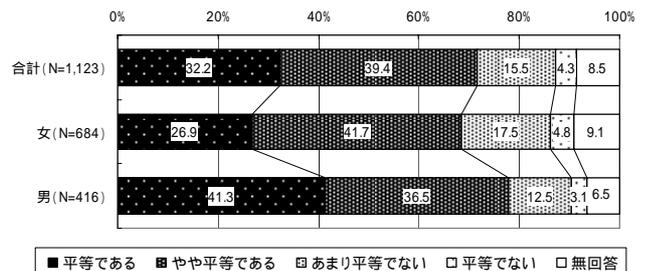
地域活動



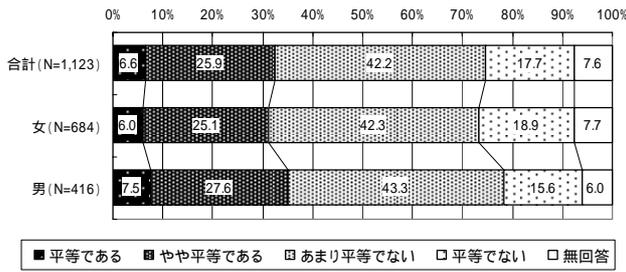
社会通念やしきたり



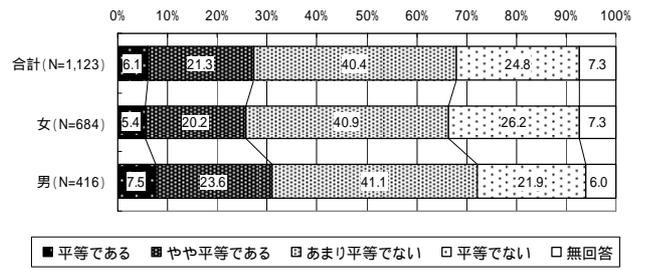
学校（教育の場）



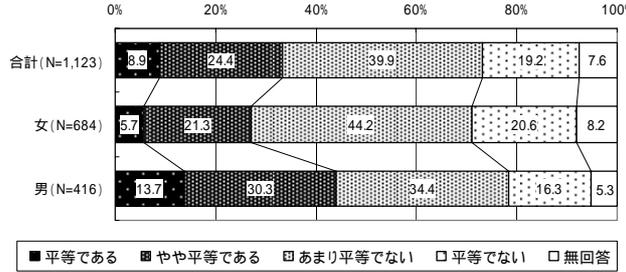
### 就職・雇用



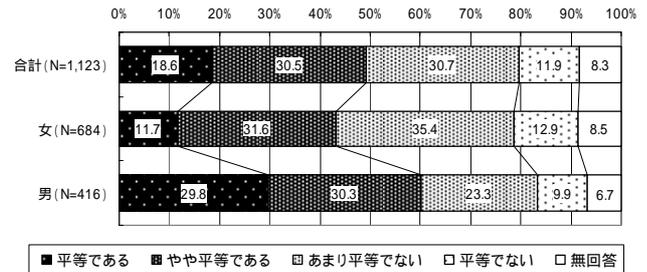
### 職場 (賃金・昇進)



### 政治・経済の分野



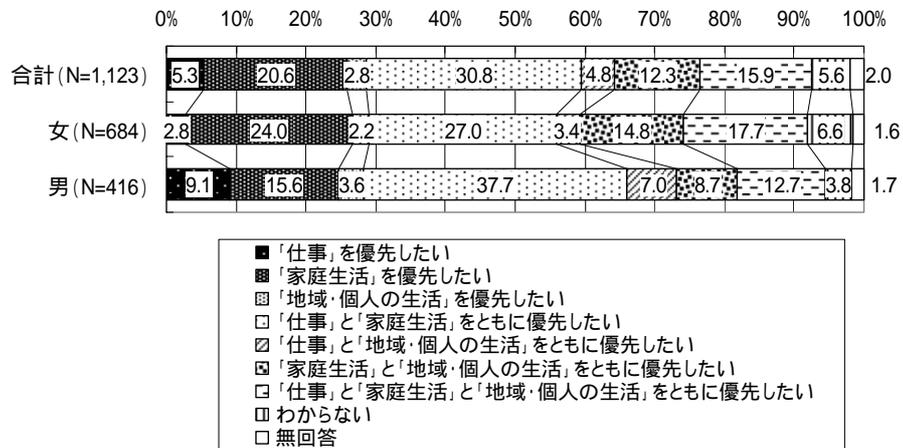
### 法律や制度



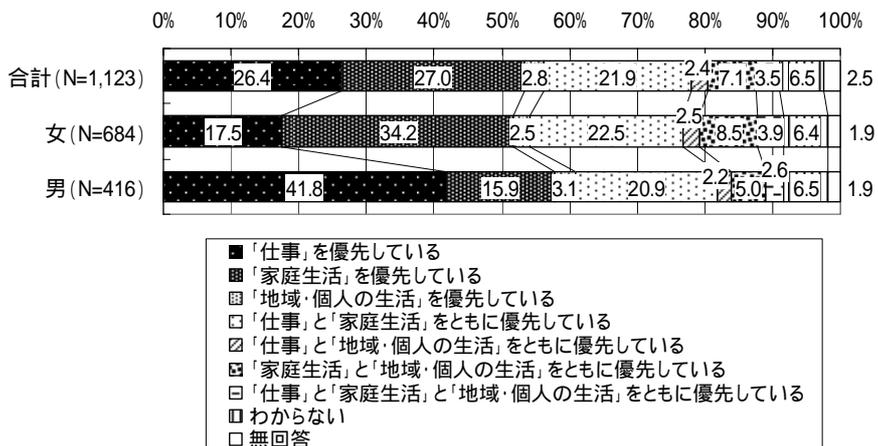
仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について、「仕事と家庭生活をともに優先したい」、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」といった希望と、現実の状況とは大きく異なっており、ワーク・ライフ・バランスに課題がみられます。

### 図 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度

< 希望 >

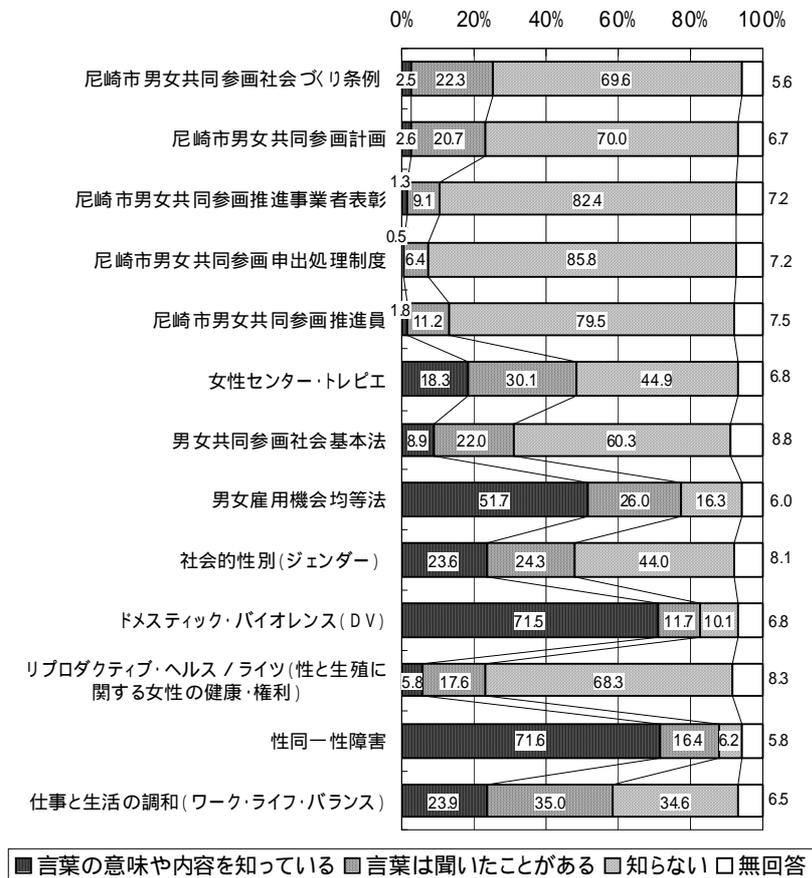


< 現実 >



男女共同参画に関連する言葉について、「性同一性障害」、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の認知度は8割を超えていますが、その重要性を考えると、全市民に届く周知に努める必要があります。一方で、本市の条例、計画、各施策についての認知度は1割から2割といった低い認知度となっています。

図 男女共同参画に関する言葉の認知度



## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

条例に掲げる7つの男女共同参画社会づくりにおける基本理念を、この計画の基本理念とします。

#### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

#### 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。

#### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭生活における活動と職域や学校、地域等での活動を両立して行うことができること。

#### 国際的協調

男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組みを踏まえながら行われること。

#### 互いの性の尊重と健康な生活への配慮

男女が、互いの性を尊重し、その身体について理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

#### 市民の参画と協働

市民一人ひとりが、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。

## 2 基本目標

### 男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も、すべての人々が、様々な状況にある一人ひとりを大切にし、その人権を尊重することが不可欠です。

しかし、現実には、重大な人権侵害行為である配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」）は存在しており、被害の顕在化により、相談件数が増加傾向にあります。そして、DV被害者の多くは女性です。DVを許さない社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識や上下関係の意識、経済力の格差などの解消が求められ、若年層をはじめとした市民へのDV防止のための啓発の強化、男女共同参画意識の浸透に努めます。そして、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うために、関係各課・関係機関が連携して取り組みます。

女性の人権については、メディアにおいて女性の人権を侵害するような表現などもみられ、個人が情報を主体的に読み解いていく能力を身につける支援を行います。

また、性別や国籍、障害の有無、家族の状況にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような生活環境を確保していく必要もあります。多文化共生の視点から外国籍の市民に対する支援を進めるとともに、性的マイノリティ<sup>2</sup>の人々についての理解が広がるような啓発を進めます。さらに、ひとり親家庭や障害者、高齢者についても社会全体で支えていく考え方に立って、充実した生活を送ることができるよう支援します。

### 社会の制度・慣行等の見直し

我が国社会にとっての最重要課題である男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を認識し、行動していくことが最も重要です。

男女共同参画社会づくりに関して、市においても様々な啓発を進めてきましたが、社会には「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識や、社会的性別（ジェンダー<sup>3</sup>）に基づく様々な社会慣行が根強く残っています。社会のあらゆる場面において、男女共同参画の視点から制度や慣行を見直すことができるよう、女性・勤労婦人センター（以下、「女性センター」という。）を中心に、市民への啓発をはじめとして、地域や事業所等、多様な主体と連携・協力した啓発を進めます。

子どもの成長過程における意識形成に大きな役割を果たす教育の現場においては、子ど

---

<sup>2</sup> 性的マイノリティ：性同一性障害（生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で自己認識として一致しないこと）、同性愛、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確なこと）の人々などのことです。

<sup>3</sup> ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別がありますが、一方で社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」と言います。

もが自分の個性に応じて自分らしい生き方ができるよう、男女共同参画の視点に沿った教育を推進します。

## 政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大

男性と女性それぞれに与える影響を考慮した政策や方針を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な構成員として政策や方針の決定の場に参画することが重要です。

そのため、現状では指導的立場や政策決定の場への参画が低率に留まっている女性を、審議会等において積極的に登用していきます。さらに、政策決定過程への女性職員の参画を確保するとともに、職場としての市役所が積極的改善措置（ポジティブ・アクション<sup>4</sup>）の取組みを民間のモデルとして示していくために、女性職員の管理職への登用等を推進します。そして、このような女性の参画を支援するために、リーダーシップの養成等に取り組めます。

さらに、地域において、女性が方針の企画・決定に参画するために、女性のエンパワーメント<sup>5</sup>を促進します。日頃から女性自らが参画することにより、子育てや女性へ配慮した防災の取組みなど、多様な発想を活かしたまちづくりを展開します。

## ワーク・ライフ・バランスの確立

男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和のとれた生活を送るためには、男女が家庭や地域における役割を平等に果たし、また、男女が共に働きやすい環境をつくる必要があります。

仕事と家庭生活・地域活動の調和を望みながらも、その理想と現実とのギャップが大きい生活を強いられている市民が多い中、働き方の見直しが重要となっています。過度にストレスのある働き方ではなく、子育て・介護や地域活動に参画しながらでも、男女ともに自らの個性と能力を十分に発揮できるような働き方について、啓発を進めるのに加えて、積極的に取り組む事業者の支援を行います。

家庭において、男女が家族の一員としての責任を持ち、家庭生活を共に担うことができるよう、また、次代を担う子どもに性別による固定的な役割分担意識を持たせることのないように、啓発などを推進します。

また、働くことは、女性が経済的な自立を図るために必要なことでもあります。結婚・出産などがあっても女性が就業を継続しやすいように仕事と家庭の両立支援を行うとともに

---

<sup>4</sup> ポジティブ・アクション：自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

<sup>5</sup> 女性のエンパワーメント：女性の経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくことや、内に持つ力を発揮しうる環境を整えること。

に、子育て等でいったん退職した女性が就労・起業といったチャレンジをするための能力開発、職業紹介等の支援を推進します。

## 女性の生涯にわたる健康の確保

女性は、妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。

そのため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>6</sup>）の視点に立って、女性の生涯にわたる健康の保持増進に取り組みます。近年、望まない妊娠や低年齢層の性感染症などの問題が増えています。これらによって生涯にわたる健康障害をもたらしてしまうことのないよう、特に若年層に対する教育や啓発を推進します。

---

<sup>6</sup> リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

### 3 主要課題

#### 男女共同参画意識の浸透

市民意識の現状を踏まえ、男女共同参画意識の浸透と、男女共同参画社会の実現を目指すためには、今後、さらに一層の努力が必要です。

職場や家庭など、あらゆる分野において男女が平等と感じる社会を形成し、ワーク・ライフ・バランスを確立していくためには、市だけでなく、市民及び事業者の努力も不可欠です。市としては、男女共同参画社会づくりのための施策の実施とその周知方法を工夫する必要がありますのと同時に、市民・事業者が男女共同参画社会づくりに取り組むことができるよう、地域や職場での啓発活動を支援していくことが課題となっています。

「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」では、市の責務とともに、市民及び事業者の責務も定めています。市民が男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、主体的かつ自律的に取り組むこと、事業者が事業活動において男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めることが求められます。

また、依然として根強い性別による固定的な役割分担意識を解消していくためには、男女ともに広く啓発していく必要がありますが、男女共同参画社会の実現が男性にとっても生きやすい社会につながることから、男性自身の男性に関する固定的な役割分担意識を見直すための啓発や、男性が子育て・介護、地域活動等に参画できる環境整備を進めることが課題となっています。

#### 女性センター機能の充実

本市において男女共同参画社会づくりを推進する拠点である女性センターにおいて、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、さらなる機能の充実・深化を図ることが必要です。

従来知識習得や意識啓発中心の男女共同参画の取組みには参加してこなかった団体や個人が参加し、男女共同参画の意義を実感することにつながるよう、課題解決型の実践的活動を中心とする取組みへの移行の必要性が指摘されています。

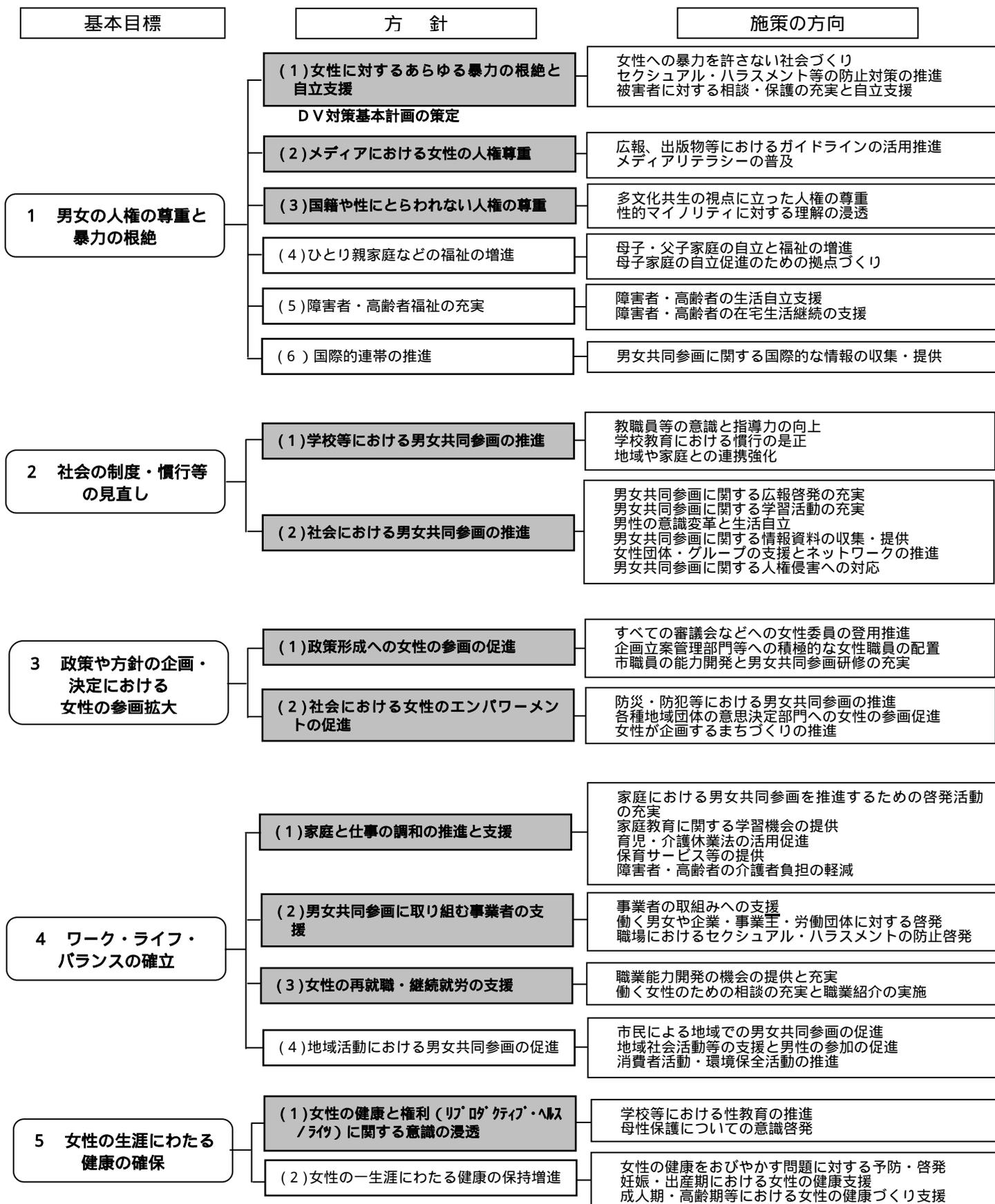
地域や事業所等、多様な主体と連携・協力しながら、男女共同参画意識の浸透のために、意識啓発方法をさらに工夫をしていくことが課題となっています。

#### DV(配偶者等からの暴力)対策の充実

DVに関する相談件数が増加傾向にある中で、緊急性の高い事案等にも適切に対応し、被害者支援の一連の対応における連携体制を強化していく必要があります。

平成24年度から28年度を計画期間とする「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」において、「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備、被害者が二次的被害に遭うことのないような各窓口の支援手続方法の工夫、自立までの切れ目のない被害者支援に取り組むことが課題となっています。

## 4 施策体系



網掛け：重点的に進捗状況を点検する分野（P29 参照）

# 施策の展開

## 1 男女の人権の尊重と暴力の根絶

### (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援

配偶者等からの暴力は被害が潜在化しやすく、社会の理解も不十分でしたが、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、問題が徐々に顕在化してきている状況にあります。しかしながら、現在も、被害者は相手との関係を断ち切ることができず、被害がエスカレートすることが多く、適切かつ十分に支援する必要があります。

DVの未然防止、被害者への支援については、「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」に基づき、啓発、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援に関係各課・関係機関が連携して総合的に取り組みます。DVの未然防止のためには、市民に広く啓発するとともに、特に若年層に対する啓発に取り組みます。

また、セクシュアル・ハラスメント<sup>7</sup>、性犯罪、売買春、ストーカー行為の防止のための啓発に取り組み、あらゆる形態の暴力を許さない社会づくりを進めます。

#### 事業の整理区分について

新規: 第2次計画において新たな事業として追加するもの。本計画期間において新たに取り組む事業。

拡充: 本計画期間において新たな事業内容に取り組む事業。

### < 施策の方向 > 女性への暴力を許さない社会づくり

NO		事業名	事業内容	所管課
1111 [1313]		人権啓発事業	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FMあまがさきスポット放送等を実施し、同和問題をはじめとし、外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人、その他様々な人権問題を正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。	人権課
1112 [1314]	新規	人権教育・啓発推進事業	人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人、その他様々な人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。	人権課
1113	拡充	配偶者等からの暴力等の女性に対するあらゆる暴力の問題についての啓発	配偶者や恋人・元配偶者や元恋人等からの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性に対するあらゆる暴力の問題について、講座の実施や情報提供により啓発する。さらに、職員対象、関係者対象の研修についても取り組む。	協働・男女参画課
1114	新規	DV・デートDV啓発講座の実施	市内中学校・高校、地域団体・関係団体等に対して講師を派遣し、DV・デートDVについての啓発を行う。	協働・男女参画課
1115	新規	デートDV防止に向けた啓発	・県教委リーフレット『わたしもあなたも大切に～知ってほしい「デートDV」～』等を活用し、デートDV防止に向けた啓	学校教育課

<sup>7</sup> セクシュアル・ハラスメント：職域・学校・地域・家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることです。

			発を図る。 ・デートDVについて、教職員一人ひとりが自他の人権感覚を磨き、よりよい環境づくりに努め、相談できる機関の情報提供を行う。	
1116		関係諸機関による連携会議の開催	DV関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護から防止までの総合的な施策を推進するため、「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を運営する。	協働・男女参画課
1117		尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施	尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換・連携強化等を図り、虐待児童等要保護児童の早期発見・早期対応に努める。	生活支援相談課

#### < 施策の方向 > セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
1121	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止対策	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、地域等でのセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。	協働・男女参画課
1122	セクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメント発生時の相談体制や窓口対応方法を明確にした「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」(平成 21 年 4 月改定)に基づき対策を推進する。平成 18 年 11 月より設置している女性弁護士による外部相談窓口をさらに周知するとともに、課長研修及び倫理啓発週間の取組みで周知徹底を図る。	人事課
1123	セクシュアル・ハラスメント防止対策	学校・園におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針、県教委指針の活用を通して、セクシュアル・ハラスメントの防止策、相談窓口、処理方法等について周知を図る。 セクシュアル・ハラスメントのない快適な学校をつくるために、教職員一人ひとりが人権意識を磨くことを通じて、よりよい学校環境づくりに努める。	職員課

#### < 施策の方向 > 被害者に対する相談・保護の充実と自立支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1131	婦人相談員による相談の実施	福祉事務所の婦人相談員による DV 等に係る相談事業を実施する。	生活支援相談課
1132 [4231] [4323]	女性センターにおける相談の充実	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。	協働・男女参画課
1133	母子生活支援施設の充実	母子生活支援施設において、被害女性の緊急保護を行い、自立を支援する。	こども家庭支援課
1134 [1411]	新規 母子自立支援員による就労等の支援	母子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図る。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母の就労等の支援を行う。	こども家庭支援課
1135	市営住宅への優先入居の実施(DV被害者世帯等)	3戸以上募集住宅について、募集戸数の2割の戸数を優先して抽選を行う。	住宅管理担当

## (2) メディアにおける女性の人権尊重

インターネットや携帯電話の利用が急速に広がるなど情報化が進む中で、メディアにおいて、性の商品化や暴力表現といった女性の人権侵害、男女の役割を固定化するような表

現などがみられます。

そのため、そのような情報を個人が主体的に読み解くとともに、メディアを使って自分の考えを表現していく能力を身につける啓発を進めます。また、市が発信する広報や出版物においては「男女表現ガイドライン」を活用して適切な表現に努めていくとともに、事業者等に対してもガイドラインの情報を提供していきます。

< 施策の方向 > 広報、出版物等におけるガイドラインの活用推進

NO	事業名	事業内容	所管課
1211	拡充 表現ガイドラインの活用推進	男女共同参画の視点から適切な表現を選ぶため、刊行物等の作成において「男女表現ガイドライン」が活用されるよう、周知を強化するとともに、活用可能な素材の提供に努める。また、市民・事業者等に対してもガイドラインの情報を提供する。	協働・男女参画課
1212	広報媒体における「男女表現ガイドライン」の活用	市が発信する広報や出版物において、人権に配慮した男女表現のあり方を示した「男女表現ガイドライン」の活用を推進する。	都市魅力創造発信課

< 施策の方向 > メディアリテラシーの普及

NO	事業名	事業内容	所管課
1221	メディアリテラシー <sup>8</sup> の普及	性の商品化、性別役割分業や「男ノ女らしさ」の固定化を助長する表現などに対して、主体的に読み解く能力を身につけることができるよう啓発講座を実施する。	協働・男女参画課

(3) 国籍や性にとらわれない人権の尊重

尼崎市内には 11,758 人（平成 23 年 3 月）の外国籍の市民が暮らしていますが、この方々に対しても、生活上必要な情報や男女共同参画関連情報が提供できるように努めます。

また、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、性同一性障害などの性的マイノリティの人々についての理解が広がるよう、講座の実施などに取り組みます。

< 施策の方向 > 多文化共生の視点に立った人権の尊重

NO	事業名	事業内容	所管課
1311	外国籍市民に対する情報提供のための支援	日本語のわからない外国籍市民が市役所に来庁した際、外国語のできる職員を応援派遣し、外国籍市民との意思疎通の円滑化を支援する。	都市魅力創造発信課
1312	外国語での広報の推進	エフエムあまがさきの市政広報番組において、外国籍市民の暮らしに役立つ情報を 6 か国語で放送する。また、市内のみどころなどを紹介したリーフレット「あまがさきノート」の英訳版をホームページに掲載する。	都市魅力創造発信課
1313 [1111]	人権啓発事業(再掲)	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FM あまがさきスポット放送等を実施し、同和問題をはじめとし、外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人、その他様々な人権問題を正しく認識し、人権を尊重する感性や人権感覚が身に付くような事業展開に努める。	人権課

<sup>8</sup> メディアリテラシー：情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力のことです。

1314 [1112]	新規	人権教育・啓発推進事業 (再掲)	人権啓発推進員の会議や研修会において、同和問題をはじめとし、外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人、その他様々な人権問題を取り上げ、学習することで、地域における市民の人権意識の高揚を図るためのリーダーを育成する。	人権課
1315		外国語での男女共同参画関連情報の提供	女性センターからの情報発信において、必要性の高いものについては、外国語での提供を進める。	協働・男女参画課

< 施策の方向 > 性的マイノリティに対する理解の浸透

NO	事業名	事業内容	所管課
1321	性的マイノリティの理解のための啓発	性的マイノリティへの理解を広めるため、講座又は情報提供等により啓発を進める。	協働・男女参画課 人権課
1322	性別表記の見直し	性同一性障害者の人権擁護の観点から、申請書や証明書等の公文書について性別記載欄見直しの徹底を図る。	情報政策課

(4) ひとり親家庭などの福祉の増進

ひとり親家庭、特に母子家庭では経済的な問題を抱える家庭も多く、就職活動や住宅の確保などで困難に直面することもあります。そのため、職業能力向上の機会の提供や、市営住宅への優先入居などの自立促進に取り組みます。

また、父子家庭においても、子どもの養育等と仕事を両立させることが困難な家庭もあり、生活面での支援に努めます。

< 施策の方向 > 母子・父子家庭の自立と福祉の増進

NO	事業名	事業内容	所管課
1411 [1134]	新規 母子自立支援員による就労等の支援(再掲)	母子家庭が抱える様々な悩みについて相談を受け、具体的に問題解決を図る。相談内容は、離婚前の養育費取得、離婚の取り決め方法、生活・就労相談等である。また、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、母子家庭の母の就労等の支援を行う。	こども家庭支援課
1412	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、自立支援のための施策を実施する。(自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業)	こども家庭支援課
1413	市営住宅への優先入居の実施(母子・父子世帯等)	指定した募集住宅について、募集戸数の3割の戸数を優先して抽選を行う。	住宅管理担当
1414 [4141]	拡充 多様な保育サービスの充実	保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育、休日保育、0歳児保育等を継続実施する中で、可能な範囲で保育サービスの充実を図る。また、保育所の改築・改修を行うなど、保育環境の改善に取り組むとともに、必要に応じて定員増をするなど、待機児童の解消に努める。最終的に公立保育所としての役割を担う保育所では、施設整備後に0歳児保育や一時預かりなどを実施する。また、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やその回復期の児童を一時的に、病児・病後児保育事業実施施設において保護・看護する。	保育課 こども家庭支援課

< 施策の方向 > 母子家庭の自立促進のための拠点づくり

NO	事業名	事業内容	所管課
1421	母子生活支援施設の充実	母子生活支援施設で、保護を要する母子家庭の支援を図る。	こども家庭支援課

### (5) 障害者・高齢者福祉の充実

障害者や高齢者が、いきいきと安心して社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や生活自立支援などに取り組みます。

特に高齢社会を豊かで活力ある社会としていくために、高齢期の男女を支えられる側としてだけでなく、社会を支える重要な一員としてとらえ、地域社会等で活躍できるような機会を提供していきます。

#### < 施策の方向 > 障害者・高齢者の生活自立支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1511 [4151]	「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」の推進	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	障害福祉課
1512	高齢者の雇用	高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、(社)尼崎市シルバー人材センターを支援・育成する。	しごと支援課
1513	老人福祉センター事業	高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流などの事業を行う。	高齢介護課
1514	成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分で親族の申立者がいない場合に、成年後見制度を利用するための市長申立を行う。	生活支援相談課

#### < 施策の方向 > 障害者・高齢者の在宅生活継続の支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1521	住宅改造支援	障害者、高齢者が住み慣れた家で安心して生活でき、家族の介護負担が軽減されるように、理学療法士・ケースワーカー・建築士等による住宅改造の指導ならびに助成、生活機器の利用指導を行う。	高齢介護課
1522	リハビリ訓練指導・学級、難病相談事業	高齢者、脳卒中後遺症患者、難病患者、在宅寝たきり者が住み慣れた地域で在宅で暮らすことを実現するため、患者本人や家族の精神的、身体的負担の軽減を図る支援を行う。	健康増進課
1523	高齢者等の総合相談・支援事業、権利擁護事業	地域の高齢者等の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整、虐待の早期発見など制度横断的な支援を行う。	高齢介護課

### (6) 国際的連帯の推進

男女共同参画社会の実現に向けての取組みは、国際社会における取組みと連動して進められてきました。今後も、国際的な流れを理解しながら、情報提供などを推進します。

#### < 施策の方向 > 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供

NO	事業名	事業内容	所管課
1611	諸外国の情報収集、提供	男女共同参画についての国際理解を深め、市民活動に生かす支援として、諸外国の男女共同参画に関する情報を収集・提供する。	協働・男女参画課

## 2 社会の制度・慣行等の見直し

### (1) 学校等における男女共同参画の推進

学校教育においては男女共生教育が進められてきていますが、子どもの意識形成に対して学校教育が与える影響は大きいため、今後も学校教育全体を通じて男女共同参画の視点に沿った教育を推進します。進路指導においても、子どもたちが社会的性別（ジェンダー）にとらわれない選択ができるよう、個性や能力を尊重した指導を推進します。

また、教職員等が男女共同参画の理念を理解したうえで日常の教育活動を行っていくため、教職員等に対する研修も推進します。

#### < 施策の方向 > 教職員等の意識と指導力の向上

NO	事業名	事業内容	所管課
2111	教職員研修の充実	学校教育において、男女共生教育を推進するため、教職員(幼・小・中・養・高)に対する研修の充実を図る。(管理職研修、人権教育研修講座等)	教育総合センター
2112	拡充 保育士研修の実施	保育士の専門性向上のひとつとして人権・男女共同参画に関連する研修を実施する。	保育課

#### < 施策の方向 > 学校教育における慣行の是正

NO	事業名	事業内容	所管課
2121	男女共生教育の推進	・全教育活動の中で、男女の固定的な役割分担を前提とせず、人権の尊重・男女の協力・相互理解等の指導の充実に努めるとともに、男女が性別にかかわらず、互いにその個性を尊重しつつ、等しく責任を分かち合い、それぞれの能力を十分に発揮することができるような教育を推進する。 ・男女混合名簿を完全実施する。	学校教育課
2122	拡充 女子生徒の理工系分野への進学支援を含む進路指導の充実	男女が個人として、能力・適性、興味・関心に応じて、性別にとらわれずに主体的に進路選択ができるよう進路指導の充実を図る。また、女子生徒が自らの興味・関心によって理工系分野への進学を希望している場合、この生徒の希望を支援し、女性だからという理由で進路の変更を強要されることのないよう相談支援、学習支援等に努める。	学校教育課
2123	男女共同参画の視点に立った情報教育の推進	インターネットをはじめ、様々なメディアの情報を男女共同参画の視点から主体的に読み解き、活用する能力を育成する。	教育総合センター

#### < 施策の方向 > 地域や家庭との連携強化

NO	事業名	事業内容	所管課
2131	地域や家庭に対する啓発活動の充実	市の教育啓発誌などを利用して啓発活動を推進する。	学校教育課

### (2) 社会における男女共同参画の推進

市民意識においては、性別による固定的な役割分担意識が依然として根強く、社会生活の中の多くの分野において、男女が平等でないと感じられています。

男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとら

われず、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが必要です。そのため、女性センターを中心として、男女共同参画に関する広報や啓発を広く進めるとともに、地域や事業所等、多様な主体と連携・協力しながらの意識啓発にも取り組みます。

また、男性が男女共同参画意識を持つことができるよう、啓発機会の充実に努めます。

男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為等には、市として適切に対応していきます。

#### < 施策の方向 > 男女共同参画に関する広報啓発の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
2211	市報、市政TV、FM放送による広報、啓発	市報あまがさきをはじめ、あらゆる広報媒体を活用し、男女共同参画に対する理解を深める啓発を行う。	都市魅力創造発信課 協働・男女参画課
2212	拡充 男女共同参画情報誌の発行・ホームページの充実	情報誌「フェミナル」を作成・配布するとともに、ホームページを充実させることにより、女性センター事業や男女共同参画に関する施策の情報提供、法令等・制度の周知を行う。	協働・男女参画課

#### < 施策の方向 > 男女共同参画に関する学習活動の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
2221	男女共同参画セミナーの実施	男女の固定的な役割分担意識を改め、男女共同参画社会づくりに資するセミナーを実施する。	協働・男女参画課
2222	託児ボランティア制度の推進	女性センターが実施する事業に子育て中の女性の参加を促進するため、ボランティアによる託児を実施する。	協働・男女参画課
2223	講座時の一時保育の実施	必要のある講座についてボランティアによる保育の実施に努める。	中央公民館 関係各課

#### < 施策の方向 > 男性の意識変革と生活自立

NO	事業名	事業内容	所管課
2231	男性セミナーの実施	固定的役割分担にとらわれない男性の生き方を考え、男女共同参画意識を普及するための講座を開催する。	協働・男女参画課

#### < 施策の方向 > 男女共同参画に関する情報資料の収集・提供

NO	事業名	事業内容	所管課
2241	男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供	市民の男女共同参画への理解を深めるため、女性センターの情報資料室において図書等の閲覧・貸出を行う。	協働・男女参画課
2242	図書館での情報提供	図書館及び公民館図書室等の配本所において、男女の人権の尊重など男女共同参画に関する図書を提供する。	中央図書館

#### < 施策の方向 > 女性団体・グループの支援とネットワークの推進

NO	事業名	事業内容	所管課
2251 [3232]	拡充 男女共同参画を推進する団体・グループの支援と連携の推進	男女共同参画の推進と女性の自立、社会参加等を支援するため、多くの市民が参加できるフォーラムを開催し、団体・自主グループの育成と相互の連携を図る。また、登録団体制度を推進する。	協働・男女参画課

#### < 施策の方向 > 男女共同参画に関する人権侵害への対応

NO	事業名	事業内容	所管課
2261	申出処理制度の運営	男女共同参画社会づくりに関する施策や人権侵害行為などの申出について、申出処理委員の調査の結果を踏まえて、市が適切に対応する申出処理制度を運営する。	協働・男女参画課

### 3 政策や方針の企画・決定における女性の参画拡大

#### (1) 政策形成への女性の参画の促進

審議会などへの女性の登用について、平成18年度に27.9%であった登用率は平成22年度には35.8%に上昇し、前計画の目標を達成しましたが、今後も新たな目標達成に向けて取り組みます。個別の審議会において、女性の割合が低率にとどまっている場合は、その要因の改善について働きかけます。

さらに、市の女性職員の企画立案管理部門への配置や管理職への登用を推進し、また、市の女性職員に対する能力開発の研修に引き続き取り組みます。

#### < 施策の方向 > すべての審議会などへの女性委員の登用推進

NO	事業名	事業内容	所管課
3111	審議会委員への女性の登用の推進	審議会等への女性委員の登用を推進するため、「女性委員の登用率40%以上」を達成できるよう、委員の選出規定の見直しや選出区分、選出方法の見直し等について、審議会等の所管課に対する働きかけを行う。	人事課 協働・男女参画課

#### < 施策の方向 > 企画立案管理部門等への積極的な女性職員の配置

NO	事業名	事業内容	所管課
3121	性別にとらわれない職域の拡大	庶務・経理等の職務だけでなく、企画、対外的な折衝等多様な職務に登用できるよう女性職員の職域の拡大を図る。	人事課
3122	女性職員の管理職への登用の推進	女性職員の能力が発揮できる環境づくりに努め、女性職員の管理職の比率を高めていく。	人事課
3123	女性教員の管理職への登用の推進	学校運営における、性別にとらわれない職務分担を推進する。	職員課
3124	「尼崎市特定事業主行動計画」の推進	次世代育成支援対策推進法の趣旨に沿い、事業主の責任のもとに、勤務条件をはじめとする職場環境の整備や改善、男女の区別なく職業生活と家庭生活の両立が重要であるという意識の醸成、職場全体で子育て世代の職員を支えることのできる風土づくりなどを目的とした計画を推進する。	給与課

#### < 施策の方向 > 市職員の能力開発と男女共同参画研修の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
3131	女性職員の能力開発	女性職員の管理職登用拡大に向け、女性リーダーを育成・支援するための各種研修への女性職員の派遣を実施する。また、女性職員の能力開発に向け、管理職女性職員と若手女性職員とが交流する場を設け、管理職女性職員体験談の共有により、相談できる機会をつくる。また、新任役職者研修の一環として、市長対話を実施し、女性職員のキャリアアップの推進を図る。	人事課
3132	拡充 職員研修の実施	男女共同参画推進の一環として、ワーク・ライフ・バランス及びDV被害者への対応等に係る研修の充実を図る。	人事課

#### (2) 社会における女性のエンパワーメントの促進

地域活動・まちづくりの方針の企画・決定において女性が参画していくためには、女性

自らのエンパワーメントを支援することが必要です。

災害時には、増大した家庭的責任が女性に集中すること、女性、子育て家庭のニーズが避難所運営等に反映されがたいことなどが指摘されてきています。防災・防犯の取組みを進めるにあたっては、日頃から女性自らが地域団体やまちづくりに参画していくことが重要です。市として、各種団体の意思決定部門への女性の参画についても啓発します。

女性センターにおいては、女性団体・グループの支援を推進し、女性も参加した主体的なまちづくりを促進します。

< 施策の方向 > 防災・防犯等における男女共同参画の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
3211	防火組織の育成	事業所や地域における防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るなかで、男女共同参画の視点をもって自主防災組織等の育成に努める。	予防課
3212	消防団活動への女性の参画	防火・防災において男女共同参画の視点で取組みを行えるよう、消防団活動への女性の参画を促進する。	消防局企画管理課
3213	防災・災害復興における男女共同参画	被災現場への女性職員の配置や、防災・災害復興に関する方針決定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点を持った防災施策を推進する。	防災対策課

< 施策の方向 > 各種地域団体の意思決定部門への女性の参画促進

NO	事業名	事業内容	所管課
3221	出前講座の実施	市民の希望に応じて、市民が集まる場に職員が出向き、男女共同参画についての講座を実施する。	協働・男女参画課
3222	各種地域団体に対する協力依頼	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるように、役員への女性の登用などの推進に理解を求める。	協働・男女参画課 関係各課

< 施策の方向 > 女性が企画するまちづくりの推進

NO	事業名	事業内容	所管課
3231	地域の女性団体への支援	社会教育関係団体である地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	社会教育課
3232 [2251]	男女共同参画を推進する団体・グループの支援と連携の推進(再掲)	男女共同参画の推進と女性の自立、社会参加等を支援するため、多くの市民が参加できるフォーラムを開催し、団体・自主グループの育成と相互の連携を図る。また、登録団体制度を推進する。	協働・男女参画課

## 4 ワーク・ライフ・バランスの確立

### (1) 家庭と仕事の調和の推進と支援

家事・子育て・介護は、固定的な役割分担意識などから、主に女性が担ってきました。そうした中で、共働き家庭においても女性が多くの家事を担っていたり、家庭で子育てを行う女性が子育てを一人で抱え込む負担感を持っているなどの状況がみられます。そのような状況の改善のために、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりや、家事・子育て・介護に関する具体的な知識や技術を身につけられるような啓発を推進します。

また、子どもは、家庭の中で生活習慣などを身につけ、保護者の意識に影響を受けながら成長していきます。子どもがそれぞれの個性を発揮し、多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援します。

仕事と子育てや介護の両立には、大きな負担を伴います。男女いずれもが育児休業や介護休業を取得しやすいように、そして、多様な働き方が可能となるように啓発を進めます。

また、安心して子どもを産み育てることのできる、あるいは家族の介護を続けられる環境の整備に向けて、0歳児保育や病児・病後児保育などの多様な子育てニーズに対応する保育サービスや介護保険事業の推進など、子育て及び介護の支援を充実します。

男性の働き方に関しては、いまだ子育て世代を中心として長時間労働の実態があり、働き方を見直して、家庭生活や地域生活への参画が可能となるよう、啓発を進めます。

#### < 施策の方向 > 家庭における男女共同参画を推進するための啓発活動の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
4111	家事・子育て・介護に関する男性対象講座の実施	男性が家庭と仕事を両立し、生き生きと活動していくことができるよう、男性対象の家事・子育て・介護に関する講座を実施する。	協働・男女参画課
4112	男性のための子育て講座の実施	男性の育児参加を目的とした講座を実施する。	健康増進課

#### < 施策の方向 > 家庭教育に関する学習機会の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4121	保育所等における保護者への啓発	保護者が子どもに対して性別による固定的な役割分担意識で接することのないような啓発、男性の育児参加についての啓発を行う。	保育課 学校教育課
4122	子育て家庭に対する啓発	保護者が子どもに対して男女共同参画の視点に立った家庭教育ができるよう、子育て家庭に対する講座を実施する。	協働・男女参画課

#### < 施策の方向 > 育児・介護休業法の活用促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4131	国・県のパンフレットによる育児・介護休業法の活用促進	国・県のパンフレットなどにより、育児・介護休業法の活用促進を行う。	しごと支援課

< 施策の方向 > 保育サービス等の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4141 [1414]	拡 充  多様な保育サービスの充 実(再掲)	保育所では、通常保育、障害児保育、延長保育、休日保 育、0歳児保育等を継続実施する中で、可能な範囲で保育 サービスの充実を図る。また、保育所の改築・改修を行う など、保育環境の改善に取り組むとともに、必要に応じて 定員増をするなど、待機児童の解消に努める。また、最 最終的に公立保育所としての役割を担う保育所では、施設 整備後に0歳児保育や一時預かりなどを実施する。さら に、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気 やその回復期の児童を一時的に保護・看護する。	保育課 こども家庭支援課
4142	ファミリーサポートセンタ ー運営事業	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを設 置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助 を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支 えあいによる子育て支援を推進する。	こども家庭支援課
4143	地域での子育て支援	子育てに関する悩みや不安を軽減し、安心して子育てが できる環境を創出するため、公立保育所の園庭開放やつど いの広場など、親子が気軽に集まり仲間づくり及び情報交 換ができる交流の場を身近な地域に設置する。また、保護 者の育児への負担感を軽減するため、つどいの広場等で 一時預かり事業を実施する。	こども家庭支援課 保育課
4144	すこやかプラザにおける 子育て支援事業の充実	在宅で子育てをしている保護者とその子どもが気軽に交 流できる拠点として子育て支援ゾーンパルを運営すると ともに、子育て支援に関する講座やイベントを実施する。	こども家庭支援課
4145	放課後児童健全育成事 業(児童ホーム)・児童育 成環境整備事業(こども クラブ)の実施	小学生の健全育成のため、小学校低学年の留守家庭児 童については、「児童ホーム」において、放課後、安全で快 適な環境の中で、遊びや生活指導などを行う。また、全児 童対象の「こどもクラブ」において、安全で安心な遊び場 の提供と異年齢児童の交流の場を提供する。	児童課

< 施策の方向 > 障害者・高齢者の介護者負担の軽減

NO	事業名	事業内容	所管課
4151 [1511]	「尼崎市障害者計画・障 害福祉計画」の推進(再 掲)	障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができ るよう、福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安 心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	障害福祉課
4152	介護保険制度の普及	介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を 行う。	介護保険事業担当
4153	介護保険施設の整備	介護保険施設の整備充実を図る。	高齢介護課

(2) 男女共同参画に取り組む事業者の支援

昭和 60 年の男女雇用機会均等法の施行以来、雇用をめぐる男女の不平等の是正が図られてきました。

事業者に対して法の趣旨を周知するとともに、雇用の場における事実上の格差を解消するためのポジティブ・アクション、労働時間の短縮やフレックスタイム制などの多様な働き方についても事業所に対する啓発を進め、先進的な事業者に対する表彰を行います。また、積極的な取り組みを行っている事業者へのインセンティブについて新たに取り組みます。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、女性への人権侵害であり、その防止についての事業者への啓発を推進します。

< 施策の方向 > 事業者の取組みへの支援

NO	事業名	事業内容	所管課
4211	拡充 事業者表彰制度の充実	男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む市内の事業者を募集・選定し、表彰を行う。被表彰事業者を積極的に紹介するとともに、インセンティブについて検討する。	協働・男女参画課

< 施策の方向 > 働く男女や企業・事業主・労働団体に対する啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4221	国・県のパンフレットの活用等、機会をとらえての啓発	ワーク・ライフ・バランスの確立に向けて、企業人権・同和教育合同研究会や尼崎市技能職団体連絡協議会、尼崎労働者福祉協議会の会報等に国・県のパンフレットを封入するとともに、必要に応じて、理事会や研修会等において講演を実施する。	しごと支援課
4222	事業者に対する啓発の実施	商工会議所と連携して講座等を実施するなど、事業者に対して男女共同参画の啓発を実施する。	協働・男女参画課
4223 [4411]	男女共同参画推進員(企業等)の活動の促進	身近な地域・職場など様々な場で、男女共同参画に関する講座や相談窓口等の情報提供を行う推進員に対する支援を行う。	協働・男女参画課

< 施策の方向 > 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4231 [1132] [4323]	女性センターにおける相談の充実(再掲)	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。	協働・男女参画課
4232	再就職準備講座での啓発	再就職準備講座等において、働くために必要な法知識等の普及に努める。	協働・男女参画課

(3) 女性の再就職・継続就労の支援

女性の年齢別労働力率をみると、30～34歳で最も低下するM字型カーブを描いており、結婚・出産などにより退職する女性が多いことがうかがえます。いったん退職した女性が再就職を希望する場合には、雇用条件が厳しく、また、女性の職業能力の形成が不十分な面もあります。

そのため、いったん退職した女性が幅広い職種・業務に進出するために必要な知識や能力を主体的に身につけていくための機会を提供するとともに、職業紹介にも取り組みます。また、女性が継続して就労できるよう、相談への対応も推進します。

パート・アルバイトや派遣労働等の非正規雇用者や家族従業者には女性が多く就業しています。パートタイム労働等の処遇・労働条件の改善に向けて、相談や情報提供などの支援にも努めます。

< 施策の方向 > 職業能力開発の機会の提供と充実

NO	事業名	事業内容	所管課
4311	各種資格取得講座の実施	女性の就労や労働条件を有利にするため、専門的知識、技能を習得し、資格を取得するための学習機会を提供する。	協働・男女参画課
4312	再就職支援セミナー	就労・起業のために必要な知識等を学び、職業能力の向上を図るための講座を実施する。	協働・男女参画課

< 施策の方向 > 働く女性のための相談の充実と職業紹介の実施

NO	事業名	事業内容	所管課
4321	雇用・就労相談の実施	雇用・就労に関する一元的な相談窓口を設置し、雇用・就労の支援を行う。	しごと支援課
4322	新規 無料職業紹介、労働関係情報の収集・提供	雇用・就労、労働条件、スキルアップに関する情報を集約し、提供するとともに、平成 23 年 10 月からは、「尼崎市無料職業紹介窓口」を開設し、求職者一人ひとりにあった就職先を提案する等、具体的な職業紹介を行う。	しごと支援課
4323 [1132] [4231]	女性センターにおける相談の充実(再掲)	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。	協働・男女参画課
4324	女性チャレンジひろば	再就職等にチャレンジする女性を総合的に支援するため、情報提供や相談の窓口となるチャレンジひろばを実施する。	協働・男女参画課

( 4 ) 地域活動における男女共同参画の促進

市民のボランティア意識が高まる中で、男女共同参画に関して意識の高い市民が、地域において自発的に男女共同参画について情報提供していくことで、市民の男女共同参画への理解が深まることが期待されます。市民と行政が連携・協力しながら啓発活動を推進します。

また、地域活動においては、方針決定の場は男性が中心となってきた一方で、活動の場では女性が中心となる傾向がみられます。男性が活動にも参加し、まちづくりを男女共に担うことができるよう、啓発を推進します。

< 施策の方向 > 市民による地域での男女共同参画の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4411 [4223]	男女共同参画推進員(地域)の活動の促進(再掲)	身近な地域・職場など様々な場で、男女共同参画に関する講座や相談窓口等の情報提供を行う推進員を支援する。	協働・男女参画課

< 施策の方向 > 地域社会活動等の支援と男性の参加の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4421	ボランティア活動への男性の参加の促進	シニア世代も含めたボランティアの男性の参加を促進するため、男性が受講しやすいボランティア養成講座など内容を工夫していく。	福祉課
4422	地域活動への男性の参加の促進	男性が地域活動に参加し、また、性別に関わらず活動の役割分担ができるような地域コミュニティの形成と協働のまちづくりを推進する。	市民活動推進担当

< 施策の方向 > 消費者活動・環境保全活動の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
4431	くらしいきいき巡回講座の実施	地域の自主活動グループに対し講師を派遣し、男女共同参画の視点に立って、消費生活に関する知識や、身近な環境問題についての講座を実施する。	協働・男女参画課
4432	環境保全活動における男女共同参画	男女共同参画の視点に立って、協働による環境学習会や環境保全活動を実施し、情報の共有化やネットワークづくりを図り、各種地域活動団体の環境活動の輪を広げる。	環境創造課

## 5 女性の生涯にわたる健康の確保

### (1) 女性の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の浸透

生涯を通じた女性の健康を支援するうえで重要である、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点に立った啓発を推進します。望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における性教育を推進します。母性保護についても市民に対する啓発を推進します。

#### < 施策の方向 > 学校等における性教育の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
5111	性教育の推進	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた生命と人権を大切に性教育の推進を図る。	学校教育課
5112	思春期の性に関する心身の悩みの相談	保健室等で個別指導や教育相談を行うなど、性の不安や悩みに対する相談や性への健全な態度を培うように努める。	学校教育課
5113	有害情報の規制	学校等においてインターネット上の有害情報の取扱いにかかる啓発・指導を行う。青少年に悪影響を及ぼす有害図書等の回収を実施する。カラオケ、レンタルビデオ店等の出店場所や青少年の集まりやすい場所の実態を把握するために「環境実態調査」を実施する。	教育総合センター 青少年課
5114	学校と連携した性教育の実施	保健所・保健センター・各地域保健担当での随時相談を受けるほか、思春期の中学生等を対象に、「赤ちゃんふれあい体験学習」を行い、命の尊さを学ぶ機会をつくり、将来親になる意識を育てていく。	感染症対策担当 健康増進課 保健センター

#### < 施策の方向 > 母性保護についての意識啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
5121	ママやパパのためのマタニティーセミナー（両親学級）の実施	母性の保護及び新生児の保育を主目的とした「ママやパパのためのマタニティー - セミナー（両親学級）」を開催する。	健康増進課 保健センター

### (2) 女性の一生涯にわたる健康の保持増進

女性が妊娠・出産期において、安心して子どもを産み育てられるよう、健康支援を推進します。また、喫煙、アルコール、薬物、HIV/エイズ、性感染症など、女性の健康をおびやかす問題について啓発に取り組みます。また、成人期・高齢期等における女性の健康づくりに関しても検診等に取り組みます。

#### < 施策の方向 > 女性の健康をおびやかす問題に対する予防・啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
5211	喫煙・アルコール・薬物・HIV/エイズ・性感染症に関する啓発	地域・職域を対象とした健康講座、エイズ予防啓発キャンペーン、覚醒剤乱用防止キャンペーン等を通じ、喫煙・アルコール・薬物・HIV/エイズ・性感染症に対する予防啓発を図る。	保健企画課 感染症対策担当 健康増進課 保健センター

< 施策の方向 > 妊娠・出産期における女性の健康支援

NO	事業名	事業内容	所管課
5221	各種教室(思春期・エイズ・禁煙・成人健康)・保健師の健康相談	思春期の健康、エイズ、喫煙等に対する正しい知識を普及、啓発し女性の健康づくりを図る。また、学校と連携して防煙教室を実施する。	感染症対策担当 健康増進課 保健センター
5222	妊娠・出産期における健康支援	母子健康手帳交付時に全妊婦を対象に妊婦健康相談を実施、ハイリスク妊婦の早期発見、支援し、また妊婦健診の結果報告を活用し、妊娠中の健康管理と将来の疾病等の予防に努める。	健康増進課

< 施策の方向 > 成人期・高齢期等における女性の健康づくり支援

NO	事業名	事業内容	所管課
5231	更年期健康支援	更年期の健康づくり支援のための更年期教室、骨粗鬆症予防教室の取組みを検討する。	健康増進課 保健センター
5232	子宮がん検診・乳がん検診の実施	子宮がんや乳がんを早期に発見し、早期治療につなげるために子宮がん検診・乳がん検診を実施する。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。	保健センター
5233	新規 女性の健康についての啓発	生涯を通じた女性の健康を支援するため、多様な年代を対象とする講座を行う。	協働・男女参画課

# 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を本部長とする男女共同参画推進本部において、庁内の様々な分野の施策が男女共同参画社会づくりに配慮して実施されるように、連携・調整を図ります。

男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性センターについては、引き続き指定管理者制度の活用により、啓発・就業支援、情報の収集・提供、女性のための相談、団体及びグループの育成、交流、支援などに取り組みます。

また、市職員が男女共同参画意識を持って、施策の推進や広報活動等を行っていくため、職員研修の充実を図ります。

## 2 進捗状況の点検

計画の進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度調査し、男女共同参画審議会において点検するとともに、結果を公表します。

点検にあたっては、基本目標達成に向けて重要度の高い分野（ ）を重点的に行うものとします。なお、他の部門別計画の進行管理に委ねられる分野については、男女共同参画の視点で点検を行います。

また、施策の効果を確認し、改善していくために、アンケート調査などにより市民意識の把握に努めます。

P13 施策体系参照

## 3 数値目標

5つの基本目標ごとに、主な事業に「何をどれくらいするのか」、「何がどのようになったか」等の数値目標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。

基本目標	項目	目標値	実績	所管課
1	配偶者等からの暴力等、女性に対するあらゆる暴力の問題についての啓発講座実施数	市民対象 年1講座以上 職員対象 年1講座 関係者対象 年1講座以上	1講座 (23年度)	協働・男女参画課
1	DV・デートDV啓発のための講師派遣回数	年2回以上		協働・男女参画課

基本目標	項目	目標値	実績	所管課
1	デートDVの防止に向けた啓発を1回以上取り組んだ市立中・高等学校の割合	100% (24~28年度)	中4/19 高0/5 (22年度)	学校教育課
1	メディアリテラシーの普及のための講座実施数	年1講座以上	なし (23年度)	協働・男女参画課
1	外国語のできる職員応援派遣制度登録者数	20人	15人 (23年度)	都市魅力創造発信課
2	教職員研修の実施回数	年1回	1回 (22年度)	教育総合センター
2	教職員が学習、研修を年1回以上実施した校数の割合	100%		学校教育課
2	男女共生教育を推進するための授業を全クラスで年間に実施した校数の割合	100%		学校教育課
2	女性センターのホームページのアクセス回数	増加	約10,000 アクセス (22年度)	協働・男女参画課
2	女性センターの多様な情報サービスの提供	増加		協働・男女参画課
2	男性自身の意識変革のための男性セミナー実施数	年1講座以上	1講座 (23年度)	協働・男女参画課
2	女性センター情報資料室の貸出冊数及び入室者数	いずれも増加	1,550冊/ 3,517人 (22年度)	協働・男女参画課
2	女性センターに登録している男女共同参画を推進する団体数	増加	8団体 (23年11月)	協働・男女参画課
3	審議会等の女性の委員割合	40%以上	35.90% (23年4月1日)	人事課
3	市の課長級以上の女性の管理職割合 [参考：市の課長補佐・係長級の女性の管理職割合 23年度実績 20.5%] 1	10%以上	6.3% (23年度)	人事課
3	妻の妊娠から産後休暇までの期間で、年次有給休暇を含め、10日以上の休暇を取得する当該男性職員割合	70%以上 2	71.6% (22年度)	給与課
3	地域団体の長に占める女性割合 3	30%以上	19.5% (23年度)	協働・男女参画課
4	家事・子育て・介護に関する男性対象講座実施数	年1講座以上	1講座 (23年度)	協働・男女参画課
4	男女共同参画推進事業者表彰団体数	10団体 (24~28年度)	6団体 (19~22年度)	協働・男女参画課
5	保健所等と連携した性教育を実施した校数の割合	増加	中学校2校 (22年度)	学校教育課
5	子宮がん検診、乳がん検診の受診率	ともに増加 4	10.7% 13.3% (22年度)	保健センター

1 「市の課長補佐・係長級の女性の管理職割合」は、数値目標項目「市の課長級以上の女性の管理職割合」の達成状況を点検するための参考として、実績を毎年度調査する。

2 「尼崎市特定事業主行動計画」に掲げる目標値が見直された場合は、当目標値も連動するものとする。

3 市が団体に働きかける際に、市として努力した結果を表す指標であり、団体の自発的行動を制約するものではない。

4 「尼崎市地域保健医療計画」に掲げる目標値が見直された場合は、当目標値も連動するものとする。

### 市民意識調査からみる指標

各事業を実施し、計画を推進した結果、市民意識がどのように変化したかを平成 28 年度に実施する意識調査で把握し、次計画の取組みに反映します。

項目	目標値	実績 (23年度)
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉の認知度(問13)	95%以上	83.2%
DVに関する相談機関を1機関以上知っている割合 1(問19)	95%以上	83.0%
「学校(教育の場)」を男女平等と感じる割合(問1)	増加	71.6%
「男は仕事、女は家事、育児」という固定的な役割分担意識を持っていない人の割合(問5)	60%以上	47.6%
希望「仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先したい」と現実「仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先している」の差(問11)	減少	12.4ポイント したい15.9% している3.5%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康・権利)」という言葉の認知度(問13)	増加	23.4%

1 知っているDV相談機関を選択する設問において、「どれも知らない」及び無回答を除いた割合



# 資料編

# 尼崎市男女共同参画社会づくり条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条 - 第6条）

### 第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

### 第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等（第9条 - 第21条）

### 第4章 申出等の処理（第22条・第23条）

### 第5章 尼崎市男女共同参画審議会（第24条）

### 第6章 雑則（第25条）

### 付則

私たちの生活の隅々に人権尊重の精神が行き渡り、すべての人々が、一人一人を大切にし、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は、市民共通の願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

本市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる計画を策定し、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。

更に、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある地域社会を構築するため、本市の恵まれた立地条件、社会基盤等を活用しつつ、「男女が共に働きやすいまち」、「男女が共に子育てをしやすいまち」、「配偶者等からの暴力を許さないまち」を目指すうえでも、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりにおける基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会づくりを阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

地域社会を構成する市民一人一人が、互いの人権を尊重の上、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画促進施策」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画促進施策以外の施策で男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められるもの(以下「男女共同参画影響施策」という。)の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会づくりの視点に立って的確に対処しなければならない。

3 市は、男女共同参画促進施策及び男女共同参画影響施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、男女共同参画社会づくりに主体的かつ自律的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

性別による差別的取扱い

セクシュアル・ハラスメント（職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

### 第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画促進施策の大綱

前号に掲げるもののほか、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（年次報告）

第10条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

（市民等の意見の反映）

第12条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に当たり、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（男女共同参画社会づくりに関する教育の推進）

第14条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、学校教育及び社会教育において、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第15条 市は、男女共同参画社会づくりに関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を行う市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援)

第17条 市は、家族を構成する男女が共に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援等)

第18条 市は、事業者に対し、職場等の環境の整備その他の男女共同参画社会づくりに関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、商工業その他の分野における個人で営まれる事業において、家族のうち当該事業に従事している者に対し、その役割が適正に評価され、経営の方針及び手法の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会づくりの状況に関する調査について協力を求めることができる。

4 市長は、第1項に規定する取組を積極的に行う事業者を表彰することができる。

(市における男女共同参画の機会の確保)

第19条 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。

2 市は、付属機関その他これに準じるものの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡に努めるものとする。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第20条 市は、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力の防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(推進員等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、男女共同参画促進施策の円滑な実施を図るため、推進員等を置くことができる。

#### 第4章 申出等の処理

(申出等の処理)

第22条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画促進施策若しくは男女共同参画影響施策について改善等を申し出、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為について相談することができる。

2 市長は、前項の規定による申出又は相談(以下「申出等」という。)があったときは、必要に応じ、尼崎市男女共同参画申出処理委員(以下「申出処理委員」という。)の意見を聴いた上で、速やかに当該申出等を適切に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(申出処理委員)

第23条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査させるため、申出処理委員を置く。

2 申出処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱

する。

3 申出処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

4 補欠の申出処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 尼崎市男女共同参画審議会

(尼崎市男女共同参画審議会)

第24条 第9条第3項及び第22条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

第9条、第10条及び第5章の規定 平成18年4月1日

第4章の規定 規則で定める日

(平成18年規則第70号で、平成18年7月1日から施行)

付 則(平成18年6月30日条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 尼崎市男女共同参画審議会規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59号。以下「条例」という。)第24条第7項の規定に基づき、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第2条第3項、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働局において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 尼崎市男女共同参画審議会委員名簿

	部会員	氏 名	勤務先・役職等
会 長		立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
副会長		武本 夕香子	弁護士（兵庫県弁護士会）
部会長		勝木 洋子	神戸親和女子大学発達教育学部教授
委 員		石橋 文治	尼崎労働者福祉協議会副会長
〃		川端 美智子	公募市民
〃		須田 和	市議会議員
〃		瀬藤 誠	公募市民
〃		丹内 章二	尼崎商工会議所事務局長
〃		野村 カヤ子	尼崎市連合婦人会会長
〃		真鍋修司	市議会議員
〃		三谷 順子	尼崎市女性団体協議会会長
〃		山中 速人	関西学院大学総合政策学部教授

平成24年4月1日現在

## 尼崎市男女共同参画審議会開催経緯等

	開催日	議題
第1回	平成23年4月18日(月)	・諮問 ・素案作成のための部会設置について ・「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」について (・「配偶者等からの暴力対策基本計画」骨子案について)
第1回部会	平成23年5月18日(水)	・第2次計画の方向性について ・平成22年度事業実施状況調査結果について (・「配偶者等からの暴力対策基本計画」骨子案について)
第2回部会	平成23年6月22日(水)	・平成22年度事業実施状況調査結果について
第2回	平成23年7月28日(木)	・平成22年度事業実施状況調査報告案について ・市民意識調査結果について(報告) ・第2次計画の方向性について
第3回部会	平成23年8月5日(金)	・市民意識調査結果について ・第2次計画施策体系案について
第4回部会	平成23年9月9日(金)	・第2次計画掲載事業について
第5回部会	平成23年10月3日(月)	・第2次計画掲載事業・数値目標について
第6回部会	平成23年10月15日(土)	・第2次計画掲載事業・数値目標について
第3回	平成23年10月24日(月)	・第2次計画答申たたき台について (・「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」(素案(案))について)
第4回	平成23年11月18日(金)	・第2次計画答申案について
答申	平成23年12月1日(木)	
第5回	平成24年2月2日(木)	・市民意見公募手続結果について

### 市民意見公募手続(パブリックコメント)

募集期間 平成24年1月5日(木)～1月25日(水)

市民意見数 123件(33人)

## 尼崎市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(以下「男女共同参画促進施策」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るため、尼崎市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

男女共同参画計画の推進に関すること。

男女共同参画促進施策に関する各局の総合調整に関すること。

前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりのために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、市民協働局担任副市長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、その所掌事項について本部員を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、それぞれ別表第2に掲げる職にある者及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が座長となる。

4 前項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(ワーキンググループの設置)

第7条 幹事会に、男女共同参画促進施策に関する必要な事項を調査研究するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、幹事会が指名する者をもって組織し、その運営に関することは、幹事長が定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民協働局協働・男女参画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年11月7日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、尼崎市女性問題行政推進連絡会議設置要綱(昭和61年8月15日施行)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

- 付 則  
この要綱は、平成 1 7 年 3 月 3 日から施行する。
- 付 則  
この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則  
この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則  
この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則  
この要綱は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。
- 付 則  
この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1)

本 部 員	副市長
	教育長
	理事
	企画財政局長
	総務局長
	資産統括局長
	市民協働局長
	医務監
	健康福祉局長
	こども青少年局長
	経済環境局長
	都市整備局長
	消防局長
	水道事業管理者
	自動車運送事業管理者
議会事務局長	

(別表第 2)

幹 事 長	市民協働局協働・男女参画課長
幹 事	企画財政局シティプロモーション推進部都市魅力創造発信課長
	総務局人事管理部人事課長
	給与課長
	防災安全部防災対策課
	市民協働局市民活動推進担当課長
	人権課長
	健康福祉局福祉事務所生活支援相談課長
	保健部健康増進課
	保健センター
	こども青少年局こども家庭支援課長
	保育課長
	産業経済局経済部しごと支援課長
	教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
	教育総合センター
	社会教育部社会教育課長

## 尼崎市と国内外の男女共同参画に関する動き

年代	世界	国内	尼崎市
昭和 49 年 (1974 年)			尼崎市立勤労婦人センター開館
昭和 50 年 (1975 年)	国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催 133 か国参加 「世界行動計画」「メキシコ宣言」を採択 国連総会で 1976 年～1985 年を「国際婦人の 10 年」に決める	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置	
昭和 51 年 (1976 年)	「国際婦人の 10 年」スタート	民法改正（離婚復氏制限の廃止）	
昭和 52 年 (1977 年)		婦人問題企画推進本部において「国内行動計画」及び「国内行動計画前期重点目標」を策定	
昭和 54 年 (1979 年)	国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		
昭和 55 年 (1980 年)	国際婦人の 10 年、中間年会議をコペンハーゲンで開催 「国際婦人の 10 年後半期行動プログラム」を採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に賛同し署名 民法改正（配偶者の相続分引上げ）	
昭和 56 年 (1981 年)	ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）採択	婦人問題企画推進本部が婦人に関する施策の「国内行動計画後期重点目標」を発表	
昭和 58 年 (1983 年)			産業労働局婦人生活部勤労婦人課を設置
昭和 60 年 (1985 年)	国際婦人の 10 年、最終年世界会議をナイロビで開催 「西暦 2000 年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略」を採択	国籍法改正（父系血統主義から父母両系主義へ） 文部省検討会議において家庭科の男女履修の機会均等を表明 女子差別撤廃条約に日本批准	女性の意識と行動についてのアンケート調査実施
昭和 61 年 (1986 年)		男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議（婦人問題企画推進会議の後身）設置 史上初の女性党首誕生	パートタイマー女性の現状と意識についてのアンケート調査を実施 尼崎市女性問題行政推進連絡会議を設置
昭和 62 年 (1987 年)	女子差別撤廃委員会に日本が初の委員に	婦人問題企画推進本部が「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ～男女共同参加型社会の形成～	尼崎市女性問題懇話会を設置
昭和 63 年 (1988 年)		労働基準法改正（労働時間の短縮）	尼崎市女性問題懇話会より中間提言を受ける
平成元年 (1989 年)		「雇用保険法」を改正 パート減税法の成立 新学習指導要領公示（家庭科の中学・高校男女必修）	尼崎市女性問題懇話会より最終提言を受ける
平成 2 年 (1990 年)	「国際識字年」 国際婦人の地位委員会においてナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論を採択		女性問題解決のための市民意識調査を実施 女性情報誌「フェミナル」を創刊
平成 3 年 (1991 年)		「育児休業法」成立 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定（「共同参加」「共同参画」）	
平成 4 年 (1992 年)		「育児休業法」施行 初の婦人問題担当大臣設置	尼崎市女性行動計画策定委員会を設置 「尼崎市女性団体協議会」設立 民間企業における女性の雇用についての実態調査を実施
平成 5 年 (1993 年)	国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校での家庭科の男女必修完全実施 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布	尼崎市女性行動計画策定 尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会設置
平成 6 年 (1994 年)	「国際家族年」	高等学校での家庭科の男女必修実施 総理府に男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	産業労働局婦人生活部勤労婦人課から産業労働局女性生活部女性生活課に改称

年代	世界	国内	尼崎市
平成 7 年 (1995 年)	「第 4 回世界女性会議」を北京で開催 「北京宣言」「行動綱領」を採択	ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 「育児・介護休業法」施行	
平成 8 年 (1996 年)		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「第 7 回女性問題全国都市会議」開催
平成 9 年 (1997 年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 「介護保険法」公布	
平成 10 年 (1998 年)			「日本女性会議'98 あまがさき」開催
平成 11 年 (1999 年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行	男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施 産業労働局女性生活部女性生活課から市民局女性生活部女性生活課に改称 尼崎市女性行動計画の一部改定に向けた策定委員会設置
平成 12 年 (2000 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催	介護保険制度導入 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」策定	尼崎市男女共同参画プラン策定 尼崎市男女共同参画推進本部設置
平成 13 年 (2001 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第 1 回「男女共同参画週間」	尼崎市男女共同参画プラン推進懇話会設置
平成 14 年 (2002 年)		「改正育児・介護休業法」施行	市民局女性生活部女性生活課から市民局生活文化部男女共同参画課に改称 「男女表現ガイドライン」策定 「DV 対策」策定 尼崎市 DV 防止ネットワーク会議設置
平成 15 年 (2003 年)		「次世代育成支援対策推進法」施行	「ネットモニターアンケート」実施 「男女共同参画社会づくりワークショップ」実施
平成 16 年 (2004 年)		「改正 DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」施行	「（仮称）尼崎市男女共同参画社会づくり条例」検討委員会設置 指定管理者制度導入、尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理運営を指定管理者が代行
平成 17 年 (2005 年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合（第 49 回国連婦人の地位委員会）を開催	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「改正育児・介護休業法」施行（育児・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設等）	「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」制定
平成 18 年 (2006 年)	東アジア男女共同参画担当大臣会合を開催（東京）		尼崎市男女共同参画審議会を設置 尼崎市男女共同参画申出処理制度を開始 「尼崎市男女共同参画計画」策定
平成 19 年 (2007 年)		「改正男女雇用機会均等法」施行（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止等） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	市民局生活文化部男女共同参画課から環境市民局市民部女性・消費生活課に改称 男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施
平成 20 年 (2008 年)		「改正 DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」施行（保護命令制度の拡充、基本計画策定の市町村への努力義務化等）	
平成 21 年 (2009 年)	女子差別撤廃委員会の最終見解公表		
平成 22 年 (2010 年)	国連「北京+15」記念会合（第 54 回国連婦人の地位委員会）を開催	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 「改正育児・介護休業法」施行（短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化、看護休暇制度の拡充、男性の育児休業取得促進策の導入等） 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 年 (2011 年)	「UN Women」正式発足		男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施 「第 2 次尼崎市男女共同参画計画」策定 「尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」策定

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条 第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に

ついての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び

関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)